

令和2年第1回定例会(令和2年3月9日)

厚生環境教育委員会委員長 (山本 一成 委員長)

去る3月3日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第1号 令和元年度 別府市一般会計補正予算(第5号)』関係部分ほか8件及び、2月27日に付託を受けました請願1件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

はじめに、『議第1号 令和元年度別府市一般会計補正予算(第5号)』関係部分についてであります。

各課主なものとして、環境課関係では、悪天候による工期延長を想定し、小規模給水施設整備事業の繰越明許費を計上、福祉政策課関係では、入札結果により、福祉サービス事業あり方検討委員会運営支援委託料を減額補正しているとの説明がなされました。

ひと・くらし支援課関係では、生活保護費が当初見込みを上回ることにより増額補正をしているとの説明に対し、委員から、増加の要因について質疑がなされ、当局から、主に医療扶助費の増加による影響である旨の答弁がなされました。

別の委員から、医療扶助費削減に向け、ジェネリック医薬品を推奨する取り組みが要望された次第であります。

つぎに、障害福祉課関係では、決算見込みにより、障がい児の放課後等デイサービス給付費及び、その財源として、国と県の負担金を減額しているとの説明がなされました。

子育て支援課関係では、決算見込みを反映し、保育園運営費負担金を減額し、歳出に関連する歳入予算を併せて補正計上しているとの説明がなされました。

委員からなされた減額の要因についての質疑に対し、当局から、公定価格や各種加算の改定率を加味して予算措置していたが、改定率が想定を下回ったこと等が要因であるとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、健康づくり推進課関係では、平成30年度の健康増進事業費補助金等の額の確定により、歳出において国や県への返納金を計上しているとの説明がなされました。

つぎに、教育政策課関係では、国の補正予算を受けて、児童生徒一人に一台のパソコンを整備するため、小中学校の校内通信ネットワークの整備費、及びその財源として、国庫補助金等を追加計上しているとの説明がなされました。

委員からのタブレット導入により教員の負担増が懸念されることへの対策についての質疑に対し、当局から、タブレットの活用は採点や評価等が効率的に

でき、教員の働き方改革にもつながると考えており、負担が増加しないよう引き続きICT支援員の拡充を図っていききたいとの答弁がなされました。

さらに、委員から、学校と民間の役割を明確にするよう意見がなされた次第であります。

続きまして、学校教育課及び社会教育課関係では、入札残を反映させ、旧総合教育センターと別府市市民会館別館の解体工事費及び、歳入として、事業債を減額補正しているとの説明がなされました。

また、スポーツ健康課関係では、明豊高校の選抜高校野球大会出場に伴い、応援交通費補助金を増額しているとの説明がなされました。

委員から、新型コロナウイルスの影響により、無観客試合になった場合の補助について質疑があり、当局から、この場合は応援に当たらないため、補助できない旨の答弁がなされました。

最後に、保険年金課及び高齢者福祉課関係では、各特別会計の決算見込みにより、歳入歳出予算の計数整理をしているとの説明がなされました。

つぎに、『議第2号 令和元年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)』及び『議第5号 令和元年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)』では、軽減対象となる被保険者数の減少による歳入歳出予算の減額補正のほか、高額療養費負担金の増額補正等を計上しているとの説明がなされました。

続きまして、『議第4号 令和元年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)』では、介護予防サービス等の利用が当初見込みを下回ることにより、給付費負担金等を減額し、その財源となる歳入予算を併せて減額補正しているとの説明がなされました。

委員から、ケアマネジメント業務の契約方法について質疑がなされ、当局からの地域包括支援センターとの委託契約であるとの答弁に対し、さらに委員から、市民ニーズに応じたサービスの提供ができるよう、ケアマネジャーの選定は、委託先に一任するのではなく、当局でも経験年数等を勘案し、査定するよう意見がなされた次第であります。

以上4件の補正予算議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

つぎに、条例改正及びその他議案についてであります。

はじめに、『議第43号 別府市公民館条例の一部改正について』及び『議第47号 別府市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について』では、老朽化のため別府市北部地区公民館なでしこ分館や別府市老人憩の家を廃止することに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

つぎに、『議第46号 別府市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する

る基準を定める条例の一部改正について』であります。

放課後児童クラブにおける「みなし支援員」に係る経過措置の期限を令和5年3月まで延長することに伴う条例改正であるとの説明がなされたのに対し、委員から、さらなる期間延長とならないよう、研修未了の「みなし支援員」の解消に向けた施策を講じるよう要望がなされた次第であります。

続きまして、『議第49号 別府市印鑑条例の一部改正について』では、意思能力を有しない者と法定代理人の同行による申請であれば、印鑑登録が可能となるよう条例を改正しようとするものであるとの説明が、また、『議第58号 別府市営クレ射撃場の長期かつ独占的な利用について』では、市営クレ射撃場を令和2年度から6年度まで大分県クレ射撃協会に長期かつ独占的に利用させることに伴い、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

以上5件の議案につきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、『請願第1号 気候変動に対する非常事態宣言を求める請願』についてであります。

委員から、このまま温暖化が進行した場合、2030年から2050年には産業革命以前と比較し、1.5℃上昇する恐れがあるため、本市でも気候変動が異常な状態であることを認め、非常事態を宣言し、気候変動に対する取り組みを加速させるべきであるとの意見がなされました。

この意見に対して、委員が賛同し、採決におきましては、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定し、さらに採択された請願を当局に送付することが適当であるとの結論に至りました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案と請願に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。